

第4回四日市市・楠町合併協議会

会 議 資 料

日時 平成15年12月16日(火)午前9時30分から
会場 楠町民福社会館 1階ホール

第4回四日市市・楠町合併協議会次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

協議第 20 号	消防団の取扱いについて	1
協議第 21 号	水防事業について	4
協議第 22 号	建設・都市計画事業について	7
協議第 23 号	地方税の取扱いについて	12
協議第 24 号	課税・納税事業について	17
協議第 25 号	上下水道事業について	21

(2) 次回(第5回会議)提案事項

協議第 26 号	一般職の職員の身分の取扱いについて	30
協議第 27 号	一部事務組合等の取扱いについて	33
協議第 28 号	児童福祉事業について	38
協議第 29 号	保育事業について	42
協議第 30 号	保健事業について	46

4 その他

・次回協議会について

日時 平成16年1月14日(水)13時30分から

会場 本町プラザ

5 閉 会

(1) 協 議 事 項

協議第20号

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて次のとおり承認を求める。

平成15年12月16日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

協定項目	消防団の取扱い
調整の内容	楠町の消防団の組織については、合併時に現行のまま四日市市に引き継ぎ、5年を目途に再編するものとする。 楠町の消防団員については、四日市市の消防団員として引き継ぐものとする。

[協議第20号参考資料]

消防部会

協定項目	消防団の取扱い	関係項目																																																	
現況			備考																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="197 432 376 454">消防団の組織</th> <th colspan="2" data-bbox="465 432 719 454">(平成15年4月1日現在)</th> </tr> <tr> <th data-bbox="376 454 555 496"></th> <th data-bbox="555 454 734 496">四日市市</th> <th data-bbox="734 454 913 496">楠町</th> <th data-bbox="913 454 1093 496"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 496 376 537">体制</td> <td data-bbox="555 496 734 537">23分団</td> <td data-bbox="734 496 913 537">5分団</td> <td data-bbox="913 496 1093 537"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 537 376 579">定員</td> <td data-bbox="555 537 734 579">427名</td> <td data-bbox="734 537 913 579">100名</td> <td data-bbox="913 537 1093 579"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 579 376 620">実員</td> <td data-bbox="555 579 734 620">412名</td> <td data-bbox="734 579 913 620">100名</td> <td data-bbox="913 579 1093 620"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 620 376 662"> 団長</td> <td data-bbox="555 620 734 662">1名</td> <td data-bbox="734 620 913 662">1名</td> <td data-bbox="913 620 1093 662"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 662 376 703"> 副団長</td> <td data-bbox="555 662 734 703">3名</td> <td data-bbox="734 662 913 703">2名</td> <td data-bbox="913 662 1093 703"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 703 376 745"> 分団長</td> <td data-bbox="555 703 734 745">23名</td> <td data-bbox="734 703 913 745">5名</td> <td data-bbox="913 703 1093 745"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 745 376 786"> 副分団長</td> <td data-bbox="555 745 734 786">23名</td> <td data-bbox="734 745 913 786">6名</td> <td data-bbox="913 745 1093 786"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 786 376 828"> 部長</td> <td data-bbox="555 786 734 828">23名</td> <td data-bbox="734 786 913 828">6名</td> <td data-bbox="913 786 1093 828"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 828 376 869"> 班長</td> <td data-bbox="555 828 734 869">55名</td> <td data-bbox="734 828 913 869">13名</td> <td data-bbox="913 828 1093 869"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 869 376 911"> 団員</td> <td data-bbox="555 869 734 911">284名</td> <td data-bbox="734 869 913 911">67名</td> <td data-bbox="913 869 1093 911"></td> </tr> </tbody> </table>				消防団の組織		(平成15年4月1日現在)			四日市市	楠町		体制	23分団	5分団		定員	427名	100名		実員	412名	100名		団長	1名	1名		副団長	3名	2名		分団長	23名	5名		副分団長	23名	6名		部長	23名	6名		班長	55名	13名		団員	284名	67名	
消防団の組織		(平成15年4月1日現在)																																																	
	四日市市	楠町																																																	
体制	23分団	5分団																																																	
定員	427名	100名																																																	
実員	412名	100名																																																	
団長	1名	1名																																																	
副団長	3名	2名																																																	
分団長	23名	5名																																																	
副分団長	23名	6名																																																	
部長	23名	6名																																																	
班長	55名	13名																																																	
団員	284名	67名																																																	

関係法令	事例
<p>消防組織法（昭和22年法律第226号）</p> <p>第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 消防本部 二 消防署 三 消防団 <p>第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。 3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。 <p>第15条の2 消防団に消防団員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 消防団員の定員は、条例で定める。 <p>第15条の3 消防団の長は、消防団長とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。 <p>第15条の5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。</p> <p>第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。 	<p><呉市> 川尻町の消防団は、全団員を呉市の消防団組織に統合し、再編整備していくものとする。</p> <p><福山市> 福山市の制度に統一するものとする。 新市町消防団を福山市消防団の1方面隊として統合し、分団については4分団とする。 新市町の消防団員は、福山市の消防団員として引き継ぐものとする。</p> <p><前橋広域市町村合併協議会> 大胡町、宮城村及び粕川村の消防団は、現行のまま新市に引き継ぎ、組織・形態については、合併後に再編・整理等を行うものとする。 大胡町、宮城村及び粕川村の消防団員の待遇等については、各町村の制度を考慮し、前橋市の制度に段階的に調整していくものとする。 なお、消防力の充実を図るため、新市域内に消防分署の新設を前橋広域市町村圏振興整備組合へ働きかけていくものとする。</p>

協議第 21号

水防事業について

水防事業について次のとおり承認を求める。

平成15年12月16日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

4

協定項目	水防事業
調整の内容	水防組織については、四日市市の水防組合に統一し、楠町の地区水防団をそれぞれの水防組合支部とするものとする。また、合併後、楠町地域の水防資機材の整備を図る。

[協議第21号参考資料]

総務部会

協 定 項 目	水防事業	関 係 項 目	水防体制
現 況		備 考	
四 日 市 市	桶 町		
<p>組織</p> <p>組合長 1名 (市長)</p> <p>副組合長 2名 (助役)</p> <p>支部長 28名 (連合自治会長)</p> <p>班長 若干名 (原則自治会単位)</p> <p>組合員 各戸1名 (老幼、病弱者を除く)</p> <p>※消防団・水防組合が協力して水防活動を実施する。 ※水防本部は水防計画上はあるが、災害対策本部が優先する。</p> <p>水防倉庫設置数</p> <p>水防重要地点に配置 47カ所 (別途 防災備蓄倉庫 39カ所)</p>	<p>組織</p> <p>水防団長 1名 (町長)</p> <p>水防副団長 3名 (団長委嘱)</p> <p>本部水防委員 10名</p> <p>地区水防団長 8名 (各字区長)</p> <p>地区水防要員 92名以内</p> <p>本部水防職員 役場職員全員</p> <p>水防機動員 消防団全員</p> <p>水防員 満18歳以上の町民</p> <p>水防倉庫設置数</p> <p>町内 8カ所 (別途 防災備蓄倉庫 1カ所)</p>		

〔協議第 2 1 号参考資料〕

関 係 法 令	事 例
<p>水防法（昭和24年法律第193号）</p> <p>（市町村の水防責任） 第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。</p> <p>（水防の機関） 第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。</p> <p>2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。</p> <p>3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。</p> <p>（水防協議会） 第26条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。</p> <p>2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。</p> <p>3 指定管理団体の水防協議会は、会長一人及び委員二十五人以内で組織する。</p> <p>4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。</p> <p>5 前各項に定めるものの外、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。</p> <p>（水防団員の定員の基準） 第27条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。</p> <p>（水防管理団体の費用負担） 第32条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。</p> <p>（利益を受ける市町村の費用負担） 第32条の2 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。</p> <p>2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。</p> <p>3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。</p> <p>4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。</p>	

協議第22号

建設・都市計画事業について

建設・都市計画事業について次のとおり承認を求める。

平成15年 12月16日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

協定項目	建設・都市計画事業
調整の内容	<p>楠町の都市計画マスタープラン及び都市計画の指定については、合併時に現行のまま四日市市へ引き継ぎ、その後、調整を行うものとする。</p> <p>ただし、楠町地域の生産緑地の指定については、合併後、速やかに地区指定を行う。</p>

[協議第2号参考資料]

建設・都市計画部会

協 定 項 目		建設・都市計画事業		関 係 項 目		都市計画マスタープラン	
現 況				備 考			
四 日 市 市				楠 町			
1 名称	四日市市都市計画マスタープラン（全体構想）			1 名称	楠町都市計画マスタープラン		
2 役割	<ul style="list-style-type: none"> 概ね20年後のまちの将来像を示す まちづくりのための総合的な整備の方針を示す 市が定める都市計画の基本的な方向を示す 市民と市と一緒にまちづくりを考える指針を示す 			2 役割	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画に対する理解と策定への参加を容易にするため町の将来像を明示 長期的な基本方針として、各個別計画相互間の整合性・総合性の確保を図る 計画の実現のため、市街地整備の手法や時期等を明示する 		
3 概要	<p>まちづくりの基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活者の視点に立つまちづくり (2) 既成市街地の再整備と有効活用 (3) 自然環境の保全と創出 (4) 市民と市の協働によるまちづくり <p>土地利用の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 全体的な方向 (2) 都市活用ゾーンの土地利用 (3) 自然共生ゾーンの土地利用 <p>都市基盤施設整備の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 交通施設 (2) 排水処理施設 (3) 都市の運営に必要な都市施設 <p>自然や緑の保全・創出の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 樹林地や農地の保全 (2) 市街地における緑の保全と創出 <p>プランの実現に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民と市の協働によるまちづくり (2) 効果的・効率的な投資によるまちづくり (3) 既存ストックの維持・更新 (4) 広域的な取り組み (5) まちの未来に向けて 			3 概要	<p>まちづくりの理念と目標</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) まちづくりの理念 (2) まちづくりの目標 <p>将来フレームの設定</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 人口フレームの設定 (2) 産業フレームの設定 (3) 土地利用フレームの設定 <p>将来都市構造の設定</p> <p>土地利用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市街化区域の土地利用方針 (2) 市街化調整区域の土地利用の方針 <p>施設整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 交通施設整備の方針 (2) 公園・緑地整備の方針 (3) 供給・処理施設整備の方針 (4) その他の都市施設整備の方針 <p>都市整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 自然環境保全の方針 (2) 都市環境形成の方針 (3) 都市景観形成の方針 (4) 都市防災対策の方針 <p>都市整備の方策</p>		
4 策定年月	平成14年7月策定			4 策定年月	平成9年3月策定		
5 計画期間	概ね20年間（概ね5年ごとにプランの内容を検証する）			5 計画期間	概ね20年間（概ね5年ごとにプランの内容を検証する）		
6 その他	四日市市都市計画マスタープランは、「全体構想」と「地域別構想」から構成され、先ず「全体構想」を策定し、市域全体の将来像を示したうえで、市民とともに「地域別構想」を策定していく。			6 その他	楠町都市計画マスタープランは、平成9年3月に策定され、現在計画の変更は生じていない。		

[協議第22号参考資料]

建設・都市計画部会

協 定 項 目	建設・都市計画事業	関 係 項 目	都市計画の指定																										
現 況		備 考																											
四 日 市 市		楠 町																											
<p>都市内の土地資源を有効に配分し、建築敷地、基盤施設、緑地・自然環境を適正に配置し、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保する。</p> <p>○土地利用 都市計画区域（四日市都市計画区域） 市街化区域、市街化調整区域 用途地域、特別用途地区、高度利用地区 防火・準防火地域、風致地区、駐車場整備地区 臨港地区、生産緑地地区、地区計画、沿道地区計画</p> <p>○都市施設 道路、公園等</p> <p>○市街地開発事業 土地区画整理事業、市街地再開発事業</p> <p>都市計画審議会</p> <p>(1) 四日市市は中部圏開発整備法第13条第1項に基づく「都市整備区域」である。</p> <p>(2) 平成4年度に生産緑地地区を指定している。</p> <p>【四日市市の生産緑地】</p> <table border="1" data-bbox="219 1177 831 1305"> <thead> <tr> <th>時点</th> <th>地区数</th> <th>面積</th> <th>市街化区域面積</th> <th>市街化区域に占める生産緑地の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初指定</td> <td>地区</td> <td>ha</td> <td>ha</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>H4.12.11</td> <td>1064</td> <td>242.4</td> <td>6977.9</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>H15.3.31</td> <td>932</td> <td>187.4</td> <td>7054.1</td> <td>2.7</td> </tr> </tbody> </table>		時点	地区数	面積	市街化区域面積	市街化区域に占める生産緑地の割合	当初指定	地区	ha	ha	%	H4.12.11	1064	242.4	6977.9	3.5	H15.3.31	932	187.4	7054.1	2.7	<p>1目的 都市内の土地資源を有効に配分し、建築敷地、基盤施設、緑地・自然環境を適正に配置し、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保する。</p> <p>2概要 ○土地利用 都市計画区域（四日市都市計画区域） 市街化区域、市街化調整区域 用途地域、特別用途地区</p> <p>○都市施設 道路、公園等</p> <p>3附属機関 都市計画審議会</p> <p>4市街化区域内農地等 (1) 楠町は中部圏開発整備法第13条第1項に基づく「都市整備区域」である。 (2) 生産緑地は指定していない。</p> <p>【楠町の市街化区域農地】 (H15.3.31)</p> <table border="1" data-bbox="913 1177 1346 1281"> <thead> <tr> <th>市街化区域面積</th> <th>市街化区域農地面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ha</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>375.3</td> <td>39.3</td> </tr> </tbody> </table>		市街化区域面積	市街化区域農地面積	ha	ha	375.3	39.3
時点	地区数	面積	市街化区域面積	市街化区域に占める生産緑地の割合																									
当初指定	地区	ha	ha	%																									
H4.12.11	1064	242.4	6977.9	3.5																									
H15.3.31	932	187.4	7054.1	2.7																									
市街化区域面積	市街化区域農地面積																												
ha	ha																												
375.3	39.3																												

関係法令

都市計画法（昭和43年法律第100号）

（区域区分）

第7条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

- (1) 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域
 - イ、ロ 省略
 - ハ 中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域
- (2) 前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの

2 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。

3 省略

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2～3 省略

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）

（都市整備区域の指定）

第13条 国土交通大臣は、中部圏の地域内において、産業の開発の程度が高く、さらに経済の発展が予想される地域で当該地域の発展の進度に応じ都市の機能が十分に発揮されるよう計画的に基盤整備を行う必要がある区域を都市整備区域として指定することができる。

2 省略

3 都市整備区域の指定は、国土交通大臣が国土交通省令の定めるところにより告示することによってその効力を生ずる。

※昭和43年11月14日 総理府告示第43号

〈三重県〉四日市市、桑名市、（桑名郡）多度町、長島町、木曾岬町、
（員弁郡）員弁町、東員町（三重郡）楠町、朝日町、川越町

生産緑地法（昭和49年法律第68号）

（生産緑地地区に関する都市計画）

第3条 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定による市街化区域をいう。）内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。

- (1) 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
- (2) 500㎡以上の規模の区域であること。
- (3) 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。

2～3 省略

（生産緑地の管理）

第7条 生産緑地について使用又は収益をする権利を有する者は、当該生産緑地を農地等として管理しなければならない。

2 省略

第3版 都市計画運用指針より抜粋（生産緑地地区を今後も行える場合）

三大都市圏の町村が市となったために新たに特定市街化区域農地等となった場合（特定市街化区域農地等となった時に限る。この場合、特定市となる町村においては、市街化区域農地等の現況の把握、農地所有者等の関係権利者の把握、改正された生産緑地地区制度の周知措置、農地所有者等の意向把握等の手続を行い、特定市となった年の12月末までにできるだけ速やかに生産緑地地区の指定を行う必要がある。）

事	例
<p><岐阜広域合併協議会> 都市計画については現行のとおりとし、合併後、速やかに都市計画区域の再編等を検討するものとする。</p> <p><前橋広域市町村合併協議会> 土地利用の取扱い（都市計画区域及び区域区分）については、土地利用規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、合併から10年後に都市計画区域を統合し、市街化区域と市街化調整区域の区域区分（線引き）を実施する。</p> <p><宗像市> 都市計画については、一体的なまちづくりを進めるため、新市において速やかに整備するものとする。</p> <p><西東京市> 新市において、新たに策定する。</p>	

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて次のとおり承認を求める。

平成15年12月16日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上 哲夫

協 定 項 目	地方税の取扱い
調 整 の 内 容	<p>地方税の取扱いについては、四日市市の制度を適用するものとする。</p> <p>ただし、次に掲げるものについては、合併の行われた日の属する年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 個人市民税均等割の税率(2) 法人市民税法人税割の税率(3) 特定市街化区域農地に対する固定資産税(4) 都市計画税

[協議第23号参考資料]

総務部会

協 定 項 目	地方税の取扱い	関 係 項 目	個人市町村民税 法人市町村民税 固定資産税、都市計画税
現 況		備 考	
四 日 市 市		桶 町	
個人市町村民税			
<p>1 均等割の税率 標準税率 2,500円(年額)</p> <p>2 所得割の税率 標準税率 200万円以下の金額 100分の3 200万円を超える金額 100分の8 700万円を超える金額 100分の10</p> <p>3 均等割、所得割が課税されない人の範囲 (1) 均等割も所得割も課税されない人 ○生活保護法による生活扶助を受けている人 ○障害者、未成年者、老年者、寡婦又は寡夫に該当する人で前年中の合計所得金額が 125万円以下の者</p> <p>(2) 均等割が課税されない人 ○前年中の合計所得金額が次の金額以下の人 ・本人のみの時 31万5千円 ・扶養親族を有する時 31万5千円×人数(本人+控除対象配偶者+扶養親族) +21万6千円 ○夫に均等割が課税されている妻</p> <p>(3) 所得割が課税されない人 ○前年中の総所得金額等の合計が次の金額以下の人 ・本人のみの時 35万円 ・扶養親族を有する時 35万円×人数(本人+控除対象配偶者+扶養親族) +36万円</p> <p>○所得控除の合計額が総所得金額を上回る人</p>	<p>1 均等割の税率 標準税率 2,000円(年額)</p> <p>2 所得割の税率 標準税率 左記同様</p> <p>3 均等割、所得割が課税されない人の範囲 (1) 均等割も所得割も課税されない人 左記同様</p> <p>(2) 均等割が課税されない人 ○前年中の合計所得金額が次の金額以下の人 ・本人のみの時 28万円 ・扶養親族を有する時 28万円×人数(本人+控除対象配偶者+扶養親族) +19万2千円 ○夫に均等割が課税されている妻</p> <p>(3) 所得割が課税されない人 左記同様</p>		

現 況		備 考																					
四 日 市 市	楠 町																						
法人市町村民税																							
1 均等割の税率 標準税率 2 法人税割の税率 超過税率 13.5%	1 均等割の税率 標準税率 2 法人税割の税率 標準税率 12.3%																						
固定資産税、都市計画税																							
1 固定資産税 ・税率 標準税率 1.4% ・市街化区域農地 四日市市内の市街化区域農地は3大都市圏の特定市の市街化区域農地（特定市街化区域農地）となり宅地並み評価の宅地並み課税となっている。 ただし、生産緑地地区の指定を受けた農地であれば農地評価の農地並み課税となる。	1 固定資産税 ・税率 標準税率 1.4% ・市街化区域農地 楠町内の市街化区域農地は一般の市街化区域農地であるため宅地並み評価の農地に準じた課税となっている。 また、生産緑地地区制度の適用はなし。																						
【農地に対する課税の状況】 <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>評 価</th> <th>課 税</th> <th>対 象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化調整区域農地</td> <td>農地評価</td> <td>農地課税</td> <td>四日市市・楠町</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市街化区域農地</td> <td>一般市街化区域農地</td> <td>宅地並み評価</td> <td>農地に準じた課税</td> <td>楠町</td> </tr> <tr> <td>特定市街化区域農地</td> <td>宅地並み評価</td> <td>宅地並課税</td> <td>四日市市</td> </tr> <tr> <td>生産緑地</td> <td>農地評価</td> <td>農地課税</td> <td>四日市市</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	評 価	課 税	対 象	市街化調整区域農地	農地評価	農地課税	四日市市・楠町	市街化区域農地	一般市街化区域農地	宅地並み評価	農地に準じた課税	楠町	特定市街化区域農地	宅地並み評価	宅地並課税	四日市市	生産緑地	農地評価	農地課税	四日市市
区 分	評 価	課 税	対 象																				
市街化調整区域農地	農地評価	農地課税	四日市市・楠町																				
市街化区域農地	一般市街化区域農地	宅地並み評価	農地に準じた課税	楠町																			
	特定市街化区域農地	宅地並み評価	宅地並課税	四日市市																			
	生産緑地	農地評価	農地課税	四日市市																			
2 都市計画税 ・税率 0.2% ・納期 第1期 4月1日～ 4月30日 第2期 7月1日～ 7月31日 第3期 12月1日～ 12月25日 第4期 2月2日～ 3月1日	2 都市計画税 該当なし																						

関 係 法 令

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（地方税に関する特例）

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

2 省略

3 合併関係市町村のいずれかが市町村の合併が行われた日の前日において特定市町村（首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第1項に規定する首都圏、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第1項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）第2条第1項に規定する中部圏内にある指定都市及びその区域の全部又は一部が首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地若しくは同条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域若しくは同条第4項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域内にある指定都市以外の市町村をいう。以下この項において同じ。）である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が市であるときは、当該市町村の合併が行われた日の属する年（当該市町村の合併が行われた日が1月1日である場合にあつては、当該日の属する年の前年。以下この項において同じ。）の翌年の1月1日において特定市町村である市である合併市町村の区域内に所在する市街化区域農地（地方税法附則第19条の2第1項に規定する市街化区域農地をいう。以下この項において同じ。）で当該市町村の合併が行われた日の前日において合併関係市町村（特定市町村である市を除く。）の区域内に所在する市街化区域農地であつたもの（以下この項において「特例対象市街化区域農地」という。）に対して課する当該市町村の合併が行われた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分（当該特例対象市街化区域農地が、1月1日において当該合併市町村以外の市町村の区域内に所在することとなつた場合にあつては、同日を賦課期日とする年度の前年度までの各年度分）の固定資産税又は都市計画税については、当該特例対象市街化区域農地を地方税法附則第29条の7第1項の規定の適用を受ける市街化区域農地とみなして、同法の規定を適用する。

地方税法（昭和25年法律第226号）

（個人の均等割の税率）

第310条 第294条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。

市町村	税率
(1) 人口50万以上の市	年額 3,000円
(2) 人口5万以上50万未満の市	年額 2,500円
(3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村	年額 2,000円

2 省略

（法人税割の税率）

第314条の6 法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、100分の14.7を超えることができない。

2 法人税割の税率は、第321条の8第1項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第4項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第5項の規定によつて申告納付するものにあつては解散の日現在における税率による。

（固定資産税の税率）

第350条 固定資産税の標準税率は、100分の1.4とする。ただし、標準税率を超える税率で課する場合においても、100分の2.1を超えることができない。

2 市町村は、当該市町村の固定資産税の納税義務者であつてその所有する固定資産に対して課すべき当該市町村の固定資産税の課税標準の総額が当該市町村の区域内に所在する固定資産に対して課すべき当該市町村の固定資産税の課税標準の総額の3分の2を超えるものがある場合において、固定資産税の税率を定め、又はこれを変更して100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする。

（都市計画税の税率）

第702条の4 都市計画税の税率は、100分の0.3を超えることができない。

事	例
<p><呉市> 地方税は、呉市の制度に統一する。ただし、両市町で税率の異なるものについては、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施する。</p> <p><宗像市> 両市町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する日が属する年度は現行の税率を採用し、不均一課税とする。 2. 法人市民税法人税割は、宗像市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併後3年間は現行の税率を採用し不均一課税とする。 3. 固定資産税土地評価方式及び宅地比準の評価割合については、宗像市の例により調整する。ただし、合併後次の評価替えまでは、現行のとおりとする。 4. 特別土地保有税免税点については、宗像市の例により調整する。 5. 都市計画税については、都市計画区域の設定に応じて、宗像市の例により調整する。 6. 入湯税については、標準税率を採用する。 7. 納期前納付報奨金については、宗像市の例により調整する。 <p><福山市> 福山市の制度に統一するものとする。</p> <p>ただし、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 個人市民税については、合併年度とそれに続く3か年度は、不均一課税を実施する。 なお、均等割の税率は、福山市は2,500円/年に、新市町は、2,000円/年とする。 ② 法人市民税については、合併年度とそれに続く3か年度は、不均一課税を実施する。 なお、法人税割の税率は、福山市は14.7%に、新市町は14.5%とする。 ただし、福山市に支店、営業所等がある法人を除く。 ③ 都市計画税については、福山市は現行のとおりとし、新市町では合併年度とそれに続く5か年度は、課税を免除する。 ④ 事業所税については、福山市は現行のとおりとし、新市町では合併年度とそれに続く5か年度は、課税を免除する。 ⑤ 納税組合奨励金については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 	

協議第24号

課税・納税事業について

課税・納税事業について次のとおり承認を求める。

平成15年12月16日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

協定項目	課税・納税事業
調整の内容	地方税の減免については、四日市市の制度を適用するものとする。 ただし、四日市市と楠町で適用範囲等が異なるものについては、速やかに見直しを行うものとする。

〔協議第24号参考資料〕

総務部会

協 定 項 目	課税・納税事業	関 係 項 目	市町村民税の減免 固定資産税、都市計画税の減免 軽自動車税の減免
現 況			備 考
四 日 市 市		桶 町	
市町村民税の減免			
<p>1 税額を免除するもの</p> <p>(1) 賦課期日以降において生活保護法の規定による保護を受けることとなった者</p> <p>(2) 勤労学生である者(65万円以下の所得)</p> <p>(3) 賦課期日現在において、夫が障害者、老年者、疾病等の事由により市民税の納税義務を負わない場合の夫と生計を一にする妻で、前年の合計所得金額が80万円以下の者</p> <p>2 税額を軽減するもの</p> <p>(1) 賦課期日以降において死亡した者は、その死亡の日以後に到来する納期に係る納付額(前年において600万円を超える合計所得金額を有した場合及びその必要がないと認める場合を除く。)</p> <p>(2) 疾病によるもの(当該年の賦課期日以降において支出した医療費がある場合において、当該支出した医療費が前年の合計所得金額の2割を超えるもの)</p> <p>(3) 当該年の合計所得金額の見込額が、前年の合計所得金額に比して2分の1以下に低下し、市民税の納税が著しく困難と認められるもの(前年において400万円を超える合計所得金額を有した場合を除く)</p> <p>(4) 寄宿舍、寮等に合宿する者及び雇い主と同居する者で、前年の合計所得金額が60万円以下の者については、10分の3の額を軽減する。</p> <p>(5) 民法第34条の規定によって設立した法人(収益事業営む場合を除く)については、10分の5の額を軽減する。</p> <p>3 前各号のほか特別の事由があると認める者については、減免する。</p>	<p>1 生活保護法の規定による保護を受ける者</p> <p>2 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となったものの又はこれに準ずると認められるもの</p> <p>3 学生及び生徒</p> <p>4 民法第34条の公益法人</p> <p>5 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人</p>		

[協議第24号参考資料]

総務部会

現 況		備 考
四 日 市 市	桶 町	
固定資産税、都市計画税の減免		
(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のため直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。） (3) 市の全部又は一部にわたる災害により著しく価値を減じた固定資産 (4) 前各号のほか、特別の事由があるもの	(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。） (3) 町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産 (4) 前各号のほか特別の事由があるもの	
軽自動車税の減免		
1 必要があると認めるものについて、税額を減免するもの (1) 公益のため直接専用する軽自動車等 (2) 生活保護法の規定によって保護を受ける者が所有し、又は使用する軽自動車等 (3) 前2号のほか、特別の事由がある軽自動車等 2 身体障害者に対する減免 (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者又は精神に障害を有し歩行が困難な者が所有する軽自動車等で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの（1台に限る） (2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等	1 必要があると認めるものについて、税額を減免するもの (1) 公用又は公共の用に供するものについてこれを課さない 2 身体障害者に対する減免 (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者又は精神に障害を有し歩行が困難な者が所有する軽自動車等で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、町長が必要と認めるもの。（1台に限る） (2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等。	

関 係 法 令	事 例
<p data-bbox="226 370 577 395">地方税法（昭和25年法律第226号）</p> <p data-bbox="226 422 427 448">（市町村民税の減免）</p> <p data-bbox="226 448 1050 549">第323条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、この限りでない。</p> <p data-bbox="226 576 427 601">（固定資産税の減免）</p> <p data-bbox="226 601 1050 702">第367条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。</p> <p data-bbox="226 729 427 754">（軽自動車税の減免）</p> <p data-bbox="226 754 1050 855">第454条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において軽自動車税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、軽自動車税を減免することができる。</p> <p data-bbox="226 882 488 908">（都市計画税の賦課徴収等）</p> <p data-bbox="226 908 1050 1059">第702条の8 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとする。この場合において、第17条の4の規定に基く還付加算金、第365条第2項の規定に基く納期前の納付に対する報奨金又は第368条若しくは第369条の規定に基く延滞金の計算については、都市計画税及び固定資産税の額の合算額によつて当該各条の規定を適用するものとする。</p> <p data-bbox="226 1059 360 1085">2～8 省略</p>	

上下水道事業について

上下水道事業について次のとおり承認を求める。

平成15年12月16日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

協定項目	上下水道事業
調整の内容	<p>1 上水道事業については、水質の保全と安定供給を基本とし、統合を図るものとする。</p> <p>(1) 水道料金及び給水分担金（加入金）については、2年間を目途にそれぞれの制度を適用し、その後四日市市の制度に統一する。</p> <p>(2) 配水管負担金については、四日市市の制度を適用する。</p> <p>2 下水道事業については、公共下水道により水洗化を促進するとともに、雨水対策を推進することを基本とし、統合を図るものとする。</p> <p>(1) 会計処理方法については、四日市市の制度を適用する。</p> <p>(2) 下水道使用料については、四日市市の制度を適用する。</p> <p>(3) 受益者負担金については、それぞれ現行の制度を適用する。</p>

協 定 項 目		上下水道事業		関 係 項 目		水道事業（水道料金）																																																																																																																																																																																																																																					
現 況				備 考																																																																																																																																																																																																																																							
四 日 市 市				楠 町																																																																																																																																																																																																																																							
(1) 水道料金 (1ヶ月につき)				(1) 水道料金 (1ヶ月につき)				口径20mmで30m ³ 使用した場合の料金 (消費税抜き)																																																																																																																																																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>口径別</th> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> <th>水量区分</th> <th>料金 (1m³につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>10 m³</td> <td>980 円</td> <td>11m³から</td> <td rowspan="2">125 円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>10 m³</td> <td>1,510 円</td> <td>20m³まで</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>10 m³</td> <td>1,940 円</td> <td>21m³から</td> <td rowspan="2">155 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30m³まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31m³から</td> <td rowspan="2">216 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>50m³まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>51m³から</td> <td rowspan="2">275 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>100m³まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>101m³以上</td> <td>337 円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>- m³</td> <td>4,700 円</td> <td>1m³から</td> <td rowspan="2">262 円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>- m³</td> <td>9,400 円</td> <td>50m³まで</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>- m³</td> <td>22,100 円</td> <td>51m³から</td> <td rowspan="2">304 円</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>- m³</td> <td>41,800 円</td> <td>100m³まで</td> </tr> <tr> <td>150mm</td> <td>- m³</td> <td>103,300 円</td> <td>101m³以上</td> <td>337 円</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場用</td> <td>400 m³</td> <td>17,700 円</td> <td>401m³以上</td> <td>70 円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>10 m³</td> <td>6,700 円</td> <td>11m³以上</td> <td>670 円</td> </tr> <tr> <td>船舶用</td> <td>- m³</td> <td>31,200 円</td> <td>1m³以上</td> <td>275 円</td> </tr> </tbody> </table>				口径別	基本水量	基本料金	水量区分		料金 (1m ³ につき)	13mm	10 m ³	980 円	11m ³ から	125 円	20mm	10 m ³	1,510 円	20m ³ まで	25mm	10 m ³	1,940 円	21m ³ から	155 円				30m ³ まで				31m ³ から	216 円				50m ³ まで				51m ³ から	275 円				100m ³ まで				101m ³ 以上	337 円	40mm	- m ³	4,700 円	1m ³ から	262 円	50mm	- m ³	9,400 円	50m ³ まで	75mm	- m ³	22,100 円	51m ³ から	304 円	100mm	- m ³	41,800 円	100m ³ まで	150mm	- m ³	103,300 円	101m ³ 以上	337 円	公衆浴場用	400 m ³	17,700 円	401m ³ 以上	70 円	臨時用	10 m ³	6,700 円	11m ³ 以上	670 円	船舶用	- m ³	31,200 円	1m ³ 以上	275 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>口径別</th> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> <th>水量区分</th> <th>料 金 (1m³につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>- m³</td> <td>900 円</td> <td>1m³から</td> <td rowspan="2">25 円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>- m³</td> <td>900 円</td> <td>10m³まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>11m³から</td> <td rowspan="2">130 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>20m³まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21m³から</td> <td rowspan="2">145 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>40m³まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>41m³から</td> <td rowspan="2">180 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>60m³まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>61m³以上</td> <td>275 円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>- m³</td> <td>950 円</td> <td>1m³から</td> <td rowspan="2">30 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10m³まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>11m³から</td> <td rowspan="2">130 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>20m³まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21m³から</td> <td rowspan="2">145 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>40m³まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>41m³から</td> <td rowspan="2">180 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>60m³まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>61m³以上</td> <td>275 円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>- m³</td> <td>3,100 円</td> <td>1m³から</td> <td rowspan="2">130 円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>- m³</td> <td>5,500 円</td> <td>20m³まで</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>- m³</td> <td>11,500 円</td> <td>21m³から</td> <td rowspan="2">150 円</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>- m³</td> <td>21,000 円</td> <td>40m³まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>41m³から</td> <td rowspan="2">185 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>60m³まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>61m³以上</td> <td>280 円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>- m³</td> <td>7,000 円</td> <td>1m³につき</td> <td>570 円</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場用</td> <td>- m³</td> <td>- 円</td> <td>1m³につき</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>共用栓</td> <td>- m³</td> <td>口径別と同じ 円</td> <td>1m³につき</td> <td>120 円</td> </tr> <tr> <td>消火栓</td> <td>10分</td> <td></td> <td></td> <td>600 円</td> </tr> </tbody> </table>				口径別	基本水量	基本料金	水量区分	料 金 (1m ³ につき)	13mm	- m ³	900 円	1m ³ から	25 円	20mm	- m ³	900 円	10m ³ まで				11m ³ から	130 円				20m ³ まで				21m ³ から	145 円				40m ³ まで				41m ³ から	180 円				60m ³ まで				61m ³ 以上	275 円	25mm	- m ³	950 円	1m ³ から	30 円				10m ³ まで				11m ³ から	130 円				20m ³ まで				21m ³ から	145 円				40m ³ まで				41m ³ から	180 円				60m ³ まで				61m ³ 以上	275 円	40mm	- m ³	3,100 円	1m ³ から	130 円	50mm	- m ³	5,500 円	20m ³ まで	75mm	- m ³	11,500 円	21m ³ から	150 円	100mm	- m ³	21,000 円	40m ³ まで				41m ³ から	185 円				60m ³ まで				61m ³ 以上	280 円	臨時用	- m ³	7,000 円	1m ³ につき	570 円	公衆浴場用	- m ³	- 円	1m ³ につき	100 円	共用栓	- m ³	口径別と同じ 円	1m ³ につき	120 円	消火栓	10分			600 円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>四日市市</td> <td>4,310 円</td> </tr> <tr> <td>楠町</td> <td>3,900 円</td> </tr> </tbody> </table>	四日市市	4,310 円	楠町
口径別	基本水量	基本料金	水量区分	料金 (1m ³ につき)																																																																																																																																																																																																																																							
13mm	10 m ³	980 円	11m ³ から	125 円																																																																																																																																																																																																																																							
20mm	10 m ³	1,510 円	20m ³ まで																																																																																																																																																																																																																																								
25mm	10 m ³	1,940 円	21m ³ から	155 円																																																																																																																																																																																																																																							
			30m ³ まで																																																																																																																																																																																																																																								
			31m ³ から	216 円																																																																																																																																																																																																																																							
			50m ³ まで																																																																																																																																																																																																																																								
			51m ³ から	275 円																																																																																																																																																																																																																																							
			100m ³ まで																																																																																																																																																																																																																																								
			101m ³ 以上	337 円																																																																																																																																																																																																																																							
40mm	- m ³	4,700 円	1m ³ から	262 円																																																																																																																																																																																																																																							
50mm	- m ³	9,400 円	50m ³ まで																																																																																																																																																																																																																																								
75mm	- m ³	22,100 円	51m ³ から	304 円																																																																																																																																																																																																																																							
100mm	- m ³	41,800 円	100m ³ まで																																																																																																																																																																																																																																								
150mm	- m ³	103,300 円	101m ³ 以上	337 円																																																																																																																																																																																																																																							
公衆浴場用	400 m ³	17,700 円	401m ³ 以上	70 円																																																																																																																																																																																																																																							
臨時用	10 m ³	6,700 円	11m ³ 以上	670 円																																																																																																																																																																																																																																							
船舶用	- m ³	31,200 円	1m ³ 以上	275 円																																																																																																																																																																																																																																							
口径別	基本水量	基本料金	水量区分	料 金 (1m ³ につき)																																																																																																																																																																																																																																							
13mm	- m ³	900 円	1m ³ から	25 円																																																																																																																																																																																																																																							
20mm	- m ³	900 円	10m ³ まで																																																																																																																																																																																																																																								
			11m ³ から	130 円																																																																																																																																																																																																																																							
			20m ³ まで																																																																																																																																																																																																																																								
			21m ³ から	145 円																																																																																																																																																																																																																																							
			40m ³ まで																																																																																																																																																																																																																																								
			41m ³ から	180 円																																																																																																																																																																																																																																							
			60m ³ まで																																																																																																																																																																																																																																								
			61m ³ 以上	275 円																																																																																																																																																																																																																																							
25mm	- m ³	950 円	1m ³ から	30 円																																																																																																																																																																																																																																							
			10m ³ まで																																																																																																																																																																																																																																								
			11m ³ から	130 円																																																																																																																																																																																																																																							
			20m ³ まで																																																																																																																																																																																																																																								
			21m ³ から	145 円																																																																																																																																																																																																																																							
			40m ³ まで																																																																																																																																																																																																																																								
			41m ³ から	180 円																																																																																																																																																																																																																																							
			60m ³ まで																																																																																																																																																																																																																																								
			61m ³ 以上	275 円																																																																																																																																																																																																																																							
40mm	- m ³	3,100 円	1m ³ から	130 円																																																																																																																																																																																																																																							
50mm	- m ³	5,500 円	20m ³ まで																																																																																																																																																																																																																																								
75mm	- m ³	11,500 円	21m ³ から	150 円																																																																																																																																																																																																																																							
100mm	- m ³	21,000 円	40m ³ まで																																																																																																																																																																																																																																								
			41m ³ から	185 円																																																																																																																																																																																																																																							
			60m ³ まで																																																																																																																																																																																																																																								
			61m ³ 以上	280 円																																																																																																																																																																																																																																							
臨時用	- m ³	7,000 円	1m ³ につき	570 円																																																																																																																																																																																																																																							
公衆浴場用	- m ³	- 円	1m ³ につき	100 円																																																																																																																																																																																																																																							
共用栓	- m ³	口径別と同じ 円	1m ³ につき	120 円																																																																																																																																																																																																																																							
消火栓	10分			600 円																																																																																																																																																																																																																																							
四日市市	4,310 円																																																																																																																																																																																																																																										
楠町	3,900 円																																																																																																																																																																																																																																										
(2) 私設消火栓 1口 10分間 1,000 円																																																																																																																																																																																																																																											
(3) 集合住宅料金 一般家庭用に2戸以上が使用しているマンション等の料金は、集合住宅料金適用申込みにより、共同使用者各戸をそれぞれひとつの専用給水装置とみなし使用水量を各戸平均して料金を算定																																																																																																																																																																																																																																											

[協議第25号参考資料]

上下水道部会

協 定 項 目	上下水道事業	関 係 項 目	水道事業（給水分担金）																																							
現		況		備 考																																						
四 日 市 市		桶 町																																								
<p>給水分担金</p> <p>(1) メータ1個を設置し給水する場合は、付表に定める額</p> <p>(2) 2個以上のメータを設置する場合は、メータ口径毎に付表に定める額に個数を乗じて得た額の合計額</p> <p>(3) メータ口径を増径して給水する場合は、付表に定める増径後の額との差額</p> <p>付表</p> <table border="1" data-bbox="262 659 598 1088"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 3mm</td><td>100,000 円</td></tr> <tr><td>2 0mm</td><td>100,000 円</td></tr> <tr><td>2 5mm</td><td>160,000 円</td></tr> <tr><td>4 0mm</td><td>500,000 円</td></tr> <tr><td>5 0mm</td><td>900,000 円</td></tr> <tr><td>7 5mm</td><td>2,400,000 円</td></tr> <tr><td>1 0 0mm</td><td>5,000,000 円</td></tr> <tr><td>1 5 0mm</td><td>14,000,000 円</td></tr> <tr><td>2 0 0mm以上</td><td>管理者が別に定める</td></tr> </tbody> </table>	口 径	金 額	1 3mm	100,000 円	2 0mm	100,000 円	2 5mm	160,000 円	4 0mm	500,000 円	5 0mm	900,000 円	7 5mm	2,400,000 円	1 0 0mm	5,000,000 円	1 5 0mm	14,000,000 円	2 0 0mm以上	管理者が別に定める	<p>加入金</p> <p>給水装置の新設又は増径となる改造をしようとする者は、当該給水装置の口径に応じ次の加入金表の額に百分の百五を乗じた額により加入金を納入しなければならない。ただし、既存装置を廃止し、同時に同口径以下の新設申し込みを行おうとする者は、当該加入金を免除する。</p> <p>加入金表</p> <table border="1" data-bbox="907 659 1243 1088"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 3mm</td><td>63,000 円</td></tr> <tr><td>2 0mm</td><td>63,000 円</td></tr> <tr><td>2 5mm</td><td>135,000 円</td></tr> <tr><td>4 0mm</td><td>365,000 円</td></tr> <tr><td>5 0mm</td><td>570,000 円</td></tr> <tr><td>7 5mm</td><td>1,300,000 円</td></tr> <tr><td>1 0 0mm</td><td>2,560,000 円</td></tr> <tr><td>1 2 5mm</td><td>4,000,000 円</td></tr> <tr><td>1 5 0mm</td><td>5,760,000 円</td></tr> </tbody> </table> <p>給水装置の増径となる改造工事をしようとする者は、その増径にかかる加入金の差額分を納入しなければならない。</p>	口 径	金 額	1 3mm	63,000 円	2 0mm	63,000 円	2 5mm	135,000 円	4 0mm	365,000 円	5 0mm	570,000 円	7 5mm	1,300,000 円	1 0 0mm	2,560,000 円	1 2 5mm	4,000,000 円	1 5 0mm	5,760,000 円	
口 径	金 額																																									
1 3mm	100,000 円																																									
2 0mm	100,000 円																																									
2 5mm	160,000 円																																									
4 0mm	500,000 円																																									
5 0mm	900,000 円																																									
7 5mm	2,400,000 円																																									
1 0 0mm	5,000,000 円																																									
1 5 0mm	14,000,000 円																																									
2 0 0mm以上	管理者が別に定める																																									
口 径	金 額																																									
1 3mm	63,000 円																																									
2 0mm	63,000 円																																									
2 5mm	135,000 円																																									
4 0mm	365,000 円																																									
5 0mm	570,000 円																																									
7 5mm	1,300,000 円																																									
1 0 0mm	2,560,000 円																																									
1 2 5mm	4,000,000 円																																									
1 5 0mm	5,760,000 円																																									

[協議第25号参考資料]

上下水道部会

協 定 項 目	上下水道事業	関 係 項 目	水道事業（配水管負担金）																															
現 況		備 考																																
四 日 市 市		楠 町																																
<p>1 配水管の負担金工事単価(円/m)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>砂利道</th> <th>舗装道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25mm</td> <td>VP</td> <td>7,100</td> <td>10,800</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>VP</td> <td>8,200</td> <td>11,900</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>VP</td> <td>8,500</td> <td>12,200</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>VP</td> <td>17,200</td> <td>22,200</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>CIP</td> <td>23,500</td> <td>29,400</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>VP</td> <td>18,700</td> <td>23,800</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>CIP</td> <td>26,100</td> <td>32,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 VP 硬</p>			砂利道	舗装道	25mm	VP	7,100	10,800	40mm	VP	8,200	11,900	50mm	VP	8,500	12,200	75mm	VP	17,200	22,200	75mm	CIP	23,500	29,400	100mm	VP	18,700	23,800	100mm	CIP	26,100	32,100	<p>1 配水管の負担金工事単価（円/m）</p> <p>なし</p> <p>2 負担金額の算出方法</p> <p>①給水申込者が必要となる水量に要する管口径が40mm以下の場合は、当該工事費の全額。</p> <p>②給水申込者が必要となる水量に要する管口径が40mm以上の場合は、当該工事の50%の額。</p> <p>注 分枝管の口径が40mmを超える場合であって当該地域の将来の開発が十分予測されると町長が認めたときは、当該分担金を徴収しない。</p>	
		砂利道	舗装道																															
25mm	VP	7,100	10,800																															
40mm	VP	8,200	11,900																															
50mm	VP	8,500	12,200																															
75mm	VP	17,200	22,200																															
75mm	CIP	23,500	29,400																															
100mm	VP	18,700	23,800																															
100mm	CIP	26,100	32,100																															

関 係 法 令	事 例
<p>水道法（昭和32年法律第177号） （供給規程） 第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。</p> <p>2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。 (2) 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。 (3) 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。</p> <p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号） （料金） 第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。</p> <p>2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならないが、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地法公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。</p>	<p><呉市> (1) 川尻町の水道事業は、現行のとおり呉市が引き継ぐものとする。 (2) 水道料金は、呉市の基準に統一するものとする。</p> <p><福山市> 福山市の制度に統一するものとする。 ただし、新市町の水道料金については、合併の日を含む期は現行のとおりとし、翌期から3か年緩和措置を講じる。</p> <p><前橋広域市町村合併協議会> (1) 水道料金については、前橋市の制度に統一する。 ただし、合併時に料金の高くなる使用量区分については、3年で段階的に調整し、また、宮城村の畑地かんがい用料金については、当分の間、現行のままとする。 (2) 宮城村の簡易水道の取扱いについては、現行のまま新市に引き継ぐものとする。 (3) 検針、料金徴収、加入金及び工事手数料については、前橋市の制度に統一する。</p>

〔協議第25号参考資料〕

上下水道部会

協 定 項 目	上下水道事業	関 係 項 目	下水道事業（会計処理方法）									
現 況 四 日 市 市		現 況 楠 町		備 考								
<p>○下水道の整備状況（平成14年度末）</p> <table border="1" data-bbox="302 518 560 606"> <tr> <td>普及率</td> <td>56.0%</td> </tr> <tr> <td>水洗化率</td> <td>79.2%</td> </tr> </table> <p>○会計処理の方法 地方公営企業法一部適用（地方公営企業法）</p>		普及率	56.0%	水洗化率	79.2%	<p>○下水道の整備状況（平成14年度末）</p> <table border="1" data-bbox="969 518 1227 606"> <tr> <td>普及率</td> <td>55.6%</td> </tr> <tr> <td>水洗化率</td> <td>75.0%</td> </tr> </table> <p>○会計処理の方法 楠町公共下水道事業特別会計 法非適用（地方自治法）</p>		普及率	55.6%	水洗化率	75.0%	
普及率	56.0%											
水洗化率	79.2%											
普及率	55.6%											
水洗化率	75.0%											

[協議第25号参考資料]

上下水道部会

協 定 項 目	上下水道事業	関 係 項 目	下水道事業（下水道使用料）
現 況		備 考	
		四 日 市 市	楠 町
一 般 汚 水	基本料金及び基本使用量10m ³ まで	720円	900円
	10m ³ を超え20m ³ まで	95円/1m ³	100円/1m ³
	20m ³ を超え30m ³ まで	100円/1m ³	100円/1m ³
	30m ³ を超え40m ³ まで	140円/1m ³	120円/1m ³
	40m ³ を超え50m ³ まで		
	50m ³ を超え60m ³ まで	170円/1m ³	140円/1m ³
	60m ³ を超え70m ³ まで		
	70m ³ を超え80m ³ まで	200円/1m ³	140円/1m ³
	80m ³ を超え90m ³ まで		
	90m ³ を超え100m ³ まで		
	100m ³ を超え500m ³ まで	245円/1m ³	160円/1m ³
	500m ³ を超え1000m ³ まで	300円/1m ³	190円/1m ³
	1000m ³ を超える分	310円/1m ³	190円/1m ³
公衆浴場の汚水		15円/1m ³	15円/1m ³
工事用の汚水		310円/1m ³	—
その他の汚水		95円/1m ³	—

上水道を月30m³使用した場合の料金
(消費税抜き)

四日市市	2,670円
楠町	2,900円

[協議第25号参考資料]

上下水道部会

協 定 項 目	上下水道事業		関 係 項 目	下水道事業（受益者負担金）		
現 況						
		四 日 市 市		楠 町		
		単 価	負 担 区 名 称			
単位負担金額	1平方メートル96円	単 独				
	1平方メートル108円	単 独、北 部				
	1平方メートル130円	単 独、北 部				
	1平方メートル150円	単 独、北 部、南 部				
	1平方メートル170円	単 独、北 部、南 部				
	特定環境保全公共下水道事業の場合1平方メートル360円		1平方メートル500円（南部）			
	接続負担金 区域外から接続を希望する場合は、許可日に最も近い日に定めた受益者負担金相当額の5倍＝170円×5＝850円/m ² 全体区域内は私費で汚水枡を設置					
賦課及び徴収	賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに賦課する。公告日の翌日から3年経過した日以後はできない。一括納付。但し分割払いの申し出があればこの限りでない（3年間12回）。		賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに500円/m ² を賦課する。公告日の翌日から3年経過した日以後はできない。5年間20回分割払い。但し一括納付の申し出があればこの限りでない。			
納期前納付報奨金	受益者が負担金の全額を納期限までに一括して納付したとき及び受益者が負担金を分割して納付している場合において、到来していない納期に係る納付すべき負担金の全額を合わせて納付したときは、当該受益者に一括納付奨励金を交付する。		第2期目以降の期別納付額に5/1000と納期前に係る月数（1月未満の端数は切り捨て）を乗じて得た額の報奨金を交付する。10円未満は切り捨て。全期前納の場合は約13%の報奨金			
	当該負担金を分割して納付する場合の第2期以降の納付額に相当する金額が20万円以下の場合、第2期以降の納付額に相当する金額に100分の9を乗じて得た金額とし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、分割して納付する場合の第2期以降の納付額に相当する金額が20万円を超える場合は1万8千円とする。		猶予を受けた場合は交付しない			

関 係 法 令	事 例
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号） （この法律の適用を受ける企業の範囲） 第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。 (1) 水道事業（簡易水道事業を除く。） (2) 工業用水道事業 (3) 軌道事業 (4) 自動車運送事業 (5) 鉄道事業 (6) 電気事業 (7) ガス事業 2 前項に定める場合を除くほか、次条から第6条まで、第17条から第35条まで、第40条から第41条まで並びに附則第2項及び第3項の規定（以下「財務規定等」という。）は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。 3 前2項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）又は広域連合（以下「広域連合」という。）にあつては、規約）で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。</p> <p>地方公営企業法施行令（昭和27年法律第403号） （法の適用） 第1条 省略 2 地方公共団体は、地方公営企業及び前項に規定する病院事業以外の事業で主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるものについて、条例で定めるところにより、法の規定の全部又は財務規定等を、条例で定める日から適用することができる。</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号） （受益者負担金） 第75条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受けるために負担させることができる。 2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号） （分担金） 第224条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。</p>	<p><呉市> (1) 川尻町の下水道事業は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、整備を図っていくものとする。 (2) 下水道使用料は、呉市の基準に統一するものとする。 (3) 下水道事業受益者負担金及び水洗便所改造資金貸付制度については、呉市の制度に統一するものとする。</p> <p><福山市> 福山市の制度に統一するものとする。ただし、 ① 新市町の下水道料金については、合併の日を含む期は現行のとおりとし、翌期から3か年緩和措置を講じる。 ② 下水道事業受益者負担金については、合併前の新市町の賦課対象区域にあつては、新市町の条例によるものを踏襲する。 ③ 取付柵設置基準については、合併時に新市町における受益者負担金の賦課区域にあつては、新市町の従前の例によるものとする。</p> <p><西東京市> 下水道使用料については、合併する年度及び翌年度に限り不均一とし、この間に料金統一の基本方針を定め、合併する年度の翌々年度より新料金を設定するものとする。</p> <p><前橋広域市町村合併協議会> (1) 下水道使用料については、前橋市の制度に統一する。 (2) 受益者負担金及び分担金については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。</p>